

平成 23 年度行政監査「県立学校における教材費等について」
に係る対応について

＜行政監査結果の発表（平成 24 年 3 月 21 日）＞

○ 行政監査報告書の概要

- ・ 実地監査の対象は教育庁 4 課及び県立学校 23 校
- ・ 100 項目を超える監査意見
- ・ 意見の要旨

保護者から集めた私費の管理、使途及び事務処理が不適切であること
特に、県、教職員及び保護者が負担すべきかどうかの区分が不明確で
あること

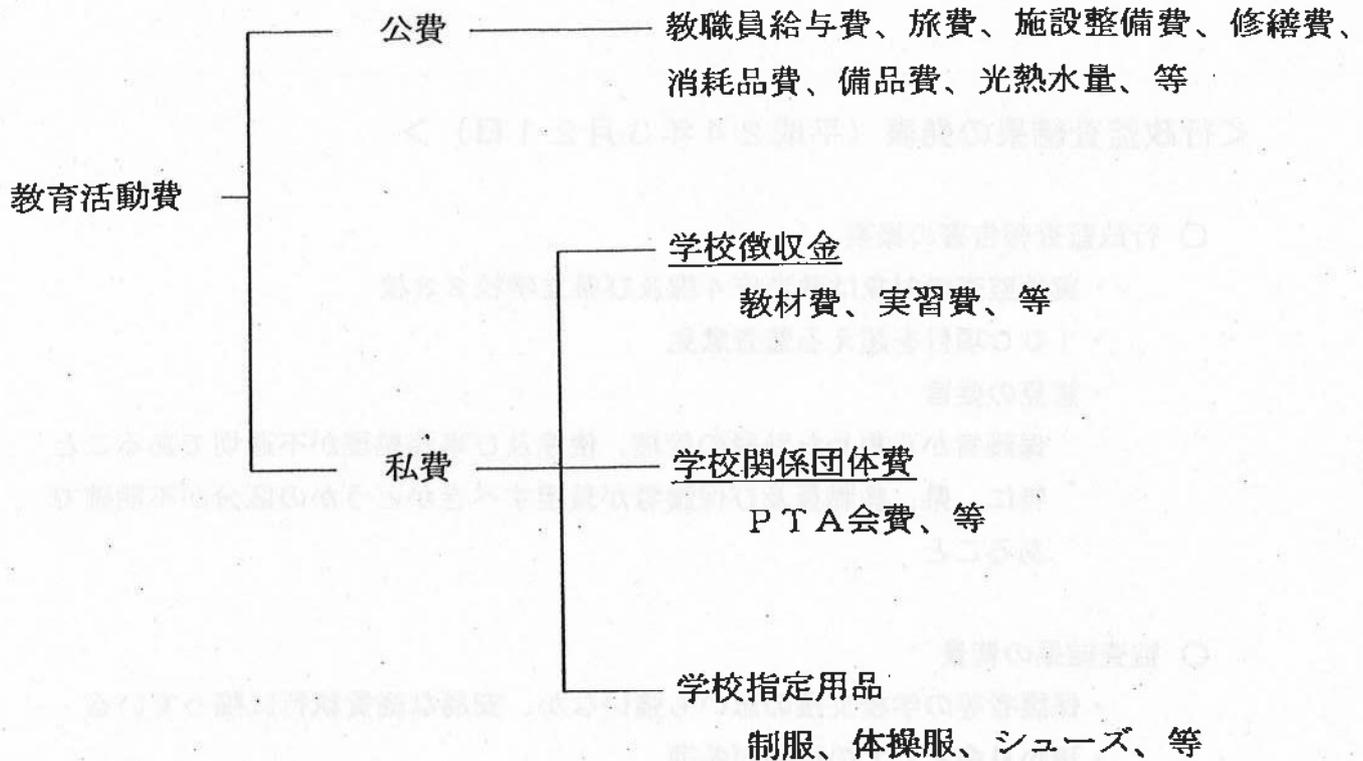
○ 監査結果の背景

- ・ 保護者等の学校支援の思いも強いなか、安易な経費執行に陥っている
- ・ 預かり金としての認識が希薄

＜県教委の対応＞

- ・ 平成 24 年 4 月 17 日以降、ワーキンググループを立ち上げ、監査報告書で指摘があった各項目について検討。
- ・ 5 月 31 日、8 月 6 日に、高等学校 P T A、校長会、事務長会から意見聴取。
- ・ 8 月末に、全県立学校宛の指導通知を発出。また、監査意見への対応内容を監査事務局に回答。
- ・ 12 月末までに、現行の学校徴収金等マニュアルの見直しを行い、適切で効率的な事務処理ルール・手順を策定。
- ・ 3 月末までに新マニュアルの周知徹底を行い、平成 25 年度から適用。

県立学校の教育活動費の構成



○ 学校徴収金

学校の教育活動上必要とする費用の中で、受益者負担の考えに基づき、各学校において保護者（生徒）から徴収・管理する経費。

○ 学校関係団体費

教職員、生徒、保護者、卒業生などで構成する学校関係団体が、当該団体の活動を行うために構成員から徴収する金銭。

○ 学校指定用品

保護者が購入する学用品等のうち、学校が特定の製品や販売業者等を指定し、又はあつせんするもの。

参考

私費取扱いに関する監査意見を踏まえた、県教育委員会の対応について

平成23年度行政監査報告において、保護者から集めた私費の管理、使途及び事務処理が不適切であることが指摘。これを受け、以下のように、①不適切な状況を改めさせるとともに、②私費を扱うことに起因するリスクの軽減、③負担の在り方の見直し、を図った。

不適切な状況の適正化

監査報告で、約50の項目に関し、不適切な事務処理等が指摘された。このため、指摘を受けた学校の当該状況を改めさせるとともに、今後同様のことがないよう、全県立学校に指導を行った。

[指摘事項 (例)]

- ・ 現金を金庫に保管していなかった (14校)
- ・ 出納簿による管理がなされていなかった (9校)
- ・ 支払に係る領収書を保管していなかった (2校)

私費取扱いに起因するリスクの軽減

上記のような不適切な私費取扱いによる学校・教職員の信頼低下や教育活動の停滞などを防ぐため、以下のように、私費の管理や事務処理の在り方を見直した。

1. 必要最小限の現金取扱い

現状すでに私費を現金で扱うケースは少ないが、今後、さらに可能な限り現金での扱いを減らし、引き落としや振り込みとするよう、指導した。

[指摘事項 (例)]

- ・ リスクの量的な軽減を図るため、不要な私費現金の集金をやめること

2. 適切で効率的な事務処理ルール・手順の策定と周知徹底

私費に係る事務処理のルールや手順を的確かつ効率的に理解できるよう、年内にマニュアルを改訂するとともに周知徹底を行う。改訂マニュアルは、様式を示すなど丁寧で、かつ、学校の会計処理の実態に即した簡明なものとし、規範性のあるものとする。改訂後、マニュアルの周知徹底のための研修会を開催する。

[指摘事項 (例)]

- ・ 現マニュアルには、重要な用語について説明が不足しているなど不備がある
- ・ 公費に準じて私費を取り扱うとするのは、読み替えや様式の修正等が必要で不便

3. チェック・サポート体制の構築

私費取扱いについての、管理監督者による監督や県教委による指導監督が十分でなく、チェック・サポート体制の見直しが必要。このため、今後、事務長等が学期に1回以上、教職員の私費の取扱状況をチェックするよう徹底する。また、今後、県教委でチームをつくり、定期的に私費に係る監察を実施することとする。

[指摘事項 (例)]

- ・ 私費の取扱いについて、管理監督者による定期的な検査が行われていない

4. 教員が私費を扱う場合の配慮

多くの学校では教員が学校徴収金を扱っているが、学校のリスク軽減の観点から、今後、学校の実情に応じて、事務室が一定程度関わるなど、教員が私費を扱う場合の配慮について検討するよう指導する。

[指摘事項 (例)]

- ・ 私費現金の管理は、児童生徒の教育とは本質的に異なる業務であることを念頭に置き、教員に行わせる場合は特段の配慮をすべき

負担の在り方の見直し

保護者の学校支援の思いが強い中、県教委・学校・教職員が安易に学校保護者からの私費に頼る状況があった。このため、以下のように負担の在り方について見直しを行った。

1. 私費の使途の精査

不必要な物品の購入等のために、私費負担を求めていないか、私費の使途を精査するよう学校を指導した。

なお、通学用自転車ステッカーや成績通知書等の郵送は保護者の希望がある場合のみでよいとの監査意見があったが、これらについては、生徒の安全確保や交通指導、生徒の成績に関する保護者との意思疎通など教育指導上の必要性の観点から、全生徒に必要と考えている。

[指摘事項 (例)]

- ・ 学校徴収金でフラットファイルやノートなどを購入・配布する例がある
- ・ 通学用自転車ステッカーや成績通知書等の郵送は希望者のみとすべき

2. 公費による負担

学校が安易に私費から支出することのないよう、公費・私費の負担区分について一定の基準となる考え方を定め、原則公費負担すべき経費を明らかにした(別紙)。その上で、学校長に対し、保護者からの私費に安易に頼ることなく、当該考え方を参照して、公費から支出できないかしっかり検討し、購入等を行うよう指導した。

※ 当該考え方を踏まえると、監査意見で指摘のあった以下の15項目について、標準的な範囲内においては公費負担が適当。平成23年度においては、これら15項目に対し、約2,900万円が私費負担されている。

- ・ 共用物品購入費、備品購入費、固有財産の修繕料、樹木せん定等の委託料、廃棄物処理費用、卒業証書の生徒氏名筆耕料、椅子カバー等のクリーニング代、教職員の名刺作成代金、生徒氏名ゴム印代、楽器のリース代、各種研修会に係る資料代等の負担金、各種団体の会費や運営費負担金、家庭訪問に係る旅費、有料道路通行料及び駐車場代、体力テスト分析処理費

〔※全県立学校の学校徴収金の総額は約12億円、学校関係団体費の総額は約12億円(監査報告書、平成22年度)。県立学校に対する公費支出の総額は約400億円。〕

3. 教員による負担

教員の学習指導力の向上など、教員にも受益性がある活動の経費を保護者が負担している場合について、原則教員が一定の負担を行うよう見直しを行った。

[指摘事項 (例)]

- ・ 大分県高等学校教育研究会会費 → 教員、保護者双方が、一定の負担を行う

4. 保護者・学校関係団体への説明等を通じた保護者負担の抑制

保護者・学校関係団体への説明等を通じて、保護者負担の抑制が行われるよう、以下のことに留意するよう指導した。

(学校徴収金・学校指定用品)

学校長は、学校の教育活動を決定する一定の裁量権は有しているが、当該活動を行う上で保護者負担が生じる場合は、活動内容や経費の使途等について保護者にしっかり説明する必要があること。

(学校関係団体費)

PTA 等学校関係団体費は、通常、学校長・事務長が当該団体の役員として日常的な執行を行っているが、学校長等は、団体の会長等とコミュニケーションを取って支出を行う必要があること。特に、非定型的な支出がある場合においては、しっかりコミュニケーションを取る必要があること。

(保護者負担軽減のための工夫)

学校は、中津北高校などで行われている制服等の譲渡の仲介などを参考としつつ、保護者負担軽減のための工夫を行うこと。

公費・私費の負担区分の基準となる考え方について

平成23年度監査報告において、17項目について、本来公費で負担すべきものが私費（学校徴収金・学校関係団体費）により負担されているとの指摘を受けた。

県民全体による負担か生徒の保護者による負担かの違いはあるにせよ、公費、私費いずれで負担する場合も県民の貴重な財源から支出が行われていることに変わりはなく、学校は不必要な物品の購入等を行っていないか不断に見直し、無駄の削減に努めることが第一に重要である。

その上で、必要な支出がある場合には、学校は学校保護者からの私費に安易に頼ることなく、公費からの支出をしっかりと検討し購入等を行う必要がある。このため、公費、私費いずれによる負担が適当か判断する際の基準となる考え方を以下のように定めたので、学校は、今後留意する必要がある。

A：公費負担とすべき経費

学校運営に関する経費で、県立学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は、住民全体の負担により措置されることが適当であるため、公費負担とする。

（具体例）

- ・ 施設の建設、維持、管理、補修に要する経費
（樹木せん定、廃棄物処理のための標準的な経費を含む）
- ・ 備品の購入、賃借、管理、修理に要する経費
（備品、クラス共用物品、名刺、生徒氏名ゴム印の購入、和楽器のリース、椅子カバーのクリーニング、のための標準的な経費を含む）
- ・ 公務出張に要する交通費
（公務出張のための旅費、有料道路通行料、駐車場代を含む）
- ・ 授業や学業認定に要する経費
（卒業証書の作成を含む）
- ・ 生徒の心身の健康、安全に係る経費
（標準的なカウンセラーの報酬を含む）
- ・ 教職員の資質向上のための経費
（一定規模の研修への参加代を含む） など

B：原則として私費負担とする経費

学校の教育活動を行う上で、個人に帰属する物品の購入を行う場合や修学旅行等の行事に参加する際に必要な費用等は、その直接的利益が個々の生徒に還元される性格が強いことから、原則として私費負担とする。

(具体例)

- ・制服、体操服等の学校指定の被服類
- ・辞書、テキスト等の副教材費、実習材料費
- ・模擬試験、検定試験等の受験料
- ・修学旅行、教育合宿、遠足等の行事に係る経費 など

C：私費負担の余地がある経費

県立学校共通の標準的な水準を質的量的に上回る、より良い教育環境を望む保護者等の考えや要望がある場合には、学校の実情等に応じて私費からの負担によって学校運営に関する経費の支出を行うことがありえる。この場合においては、保護者に経費の使途等についてしっかり説明することが必要である。

(具体例)

- ・学校施設、備品の質的、量的な向上
(エアコンの整備、標準を上回る樹木のせん定、など)
- ・生徒の心身の健康、安全、進路指導に係る取組の質的、量的な向上
(カウンセラーの追加雇用、進路指導員の雇用、など)
- ・教職員の資質向上のための取組の質的、量的な向上
(教職員が行う研修に係る経費への補助、など) など